2021年から2025年までの日本国とチェコ共和国との間の協力のための行動計画

日本国及びチェコ共和国の外務大臣は、

2003年8月、小泉純一郎総理大臣とヴラジミール・シュピドラ首相により、プラハにおいて署名された、日本国とチェコ共和国の戦略的パートナーシップに向けた共同声明及び2023年にその署名から20周年を迎えることを想起し、

両国の交流関係が最近100周年を迎えたことを想起し、

日 EU 戦略的パートナーシップ協定(SPA)、日 EU 経済連携協定(EPA)並びに持続可能な連結性及び質の高いインフラに関する日 EU パートナーシップの重要性を再確認し、

チェコ共和国が、欧州連合の加盟国として、その権能の一部を EU に移譲しているため、特定の分野においては EU の法制度の範囲内でのみ行動できることを認識し、

特に民主主義、法の支配、人権、基本的自由、持続可能な開発、開かれた透明性のある市場といった共通の価値及び原則に対する強いコミットメントを再確認し、

来たる2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が、人々を結びつけ、両国の人々の相互理解の更なる向上に資する有望な機会であることを認識し、

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックとその結果に対処するための共同の努力を支援し、 我々の将来の強靱性を強化するために協力することを決意し、

SDGs、気候変動、テロリズム、サイバーセキュリティ、大量破壊兵器の拡散など、相互に関心のある地球規模課題への協力を更に拡大し、強化することを決意し、

世界の安定と繁栄のための、東シナ海と南シナ海を含むインド太平洋地域の決定的な重要性を認識し、

日本国とチェコ共和国との間の戦略的パートナーシップを再確認し、

次の分野で協働するという共通認識に至った。

政治 安全保障協力

- 1. ハイレベルの相互訪問。
- 2. 日本国及びチェコ共和国の外務省の相応の高官レベルでの、現下の二国間、地域及び地球 規模の課題に関する政務協議の実施。
- 3. サイバーセキュリティ分野を含む、防衛・安全保障協力及び関係当局間の交流促進。

経済・産業・技術・科学協力

- 4. 日本がチェコ共和国において最も主要な外国投資国の一つになったこと(チェコ共和国には 約5万1千人の従業員を擁する270社の日本企業が存在する)を踏まえ、お互いの領土への 投資を容易にしつつ、相互の貿易及び投資の発展を促すべく協力する。
- 5. 貿易、投資、ビジネス協力及びマクロ経済政策・動向に関する関連省庁及びその他の当局間 の対話。
- 6. 戦略的セクターと重要インフラの保護、サイバーセキュリティ、並びに、イノベーション及び生物医学、ICT、ナノテクノロジー、人工知能などの最新技術を含む科学技術分野での協力の 促進に関する対話の可能性の探求。
- 7. 上記を行うにあたり、日EU・EPAの好ましい経済効果の利点を活用するよう努める。

文化・教育・観光協力及び人的交流

- 8. 既存の枠組みを活用することを含めた、文化協力及び特に学術分野における人的交流の促進。
- 9. 相手国の言語と文化の学習を促進するため、関連省庁及び学術機関による取組の奨励。
- 10. 文化分野及び2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)を含む観光分野での協力。

地域 · 国際協力

- 11. 日EU·SPAの履行への積極的な貢献。
- 12. ヴィシェグラード・グループ(V4)+日本の協力枠組みの中でのプロジェクト及び協議の追求。
- 13. 特に人権及び法の支配の分野、並びに国連安全保障理事会の早期改革を実現するための

取組における、国連の枠組み内での協力。

- 14. その他の国際機関やフォーラムでの協力の促進。
- 15. 北朝鮮情勢に関する意見交換、また、平和的手段による、北朝鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ不可逆的な廃棄の実現、関連する全ての国連安保理決議の完全な履行及び拉致問題の即時解決を含む国際社会の人道上の懸念への対処における協力。
- 16. 特に西バルカンを始めとする第三国の発展のための相互協力の可能性の探求。
- 17. この行動計画のいかなる内容も、法的拘束力のあるコミットメントとみなされない。

2021年5月7日に、ワルシャワで、英語による本文二通に署名した。

日本国側のためにチェコ共和国側のために

茂木敏充 ヤクブ・クルハーネク

日本国外務大臣 チェコ共和国外務大臣